

## 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南大隅町	川北地区	令和3年12月1日	平成31年3月

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	183ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	16ha
i うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	11ha
ii うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

川北地区は、水稻、パレイシヨ、インゲン等が栽培されており、農地の有効利用はされているが、近い将来担い手の高齢化、後継者不足に伴い、耕作放棄地の増加が懸念される。  
 圃場面積が狭く、耕作作物も限定されているため、後継者が少なく大型機械等が導入出来ない状況である。  
 区画整理や条件整備など、基盤整備等を含めた作目のエリア化を検討すべきである。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

川北地区における水田利用は、圃場整備地区内で、中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、その他の中心経営体が中心となり、農地の受入を促進し集約化を図る。

今後の地域の中心となる経営体において、耕種農家、畜産農家等の連携、地域に適した作目の作付け推進、団地化の推進等により、経営基盤の確立と農地の集積・集約化を図る。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

中山間地の基盤整備を図ることで、大型機械の導入により、労力の軽減及び生産性の向上が図られる。
スマート農業(ドローンによる農薬散布)を推進することで、労力軽減及び作業効率が上がる。
圃場面積が狭い田畑が多いため、借り手が少ないことから、条件整備、区画整理を推進し、圃場の広さに応じた作目の作付けを確立していく。

(参考)中心経営体(別紙のとおり)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。